

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月24日
【発行者（受託者）名称】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 窪 田 博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱UFJ信託銀行株式会社 オルタナティブ商品開発部 金融商品運用グループ 課長 富 永 高 史
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファンド 対面型受益権／愛称：投資の一步 実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファンド 非対面型受益権／愛称：クエスト
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】	実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファンド 対面型受益権／愛称：投資の一步および実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファンド 非対面型受益権／愛称：クエストを合わせて2兆円を上限とします。 ただし、一時期に想定を超えるお申込みがあった場合や信託財産の運用状況等によっては、募集の制限や停止をさせていただくことがあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月19日付で提出した募集事項等記載書面及び有価証券報告書（以下これらを総称して「有価証券届出書」といいます。）のうち有価証券報告書の記載事項について、マザーファンドの信託約款の変更に伴う訂正等を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

有価証券報告書

第1 信託財産の状況

3 信託の仕組み

（1）信託の概要

① 信託の基本的仕組み

（a）仕組みの概要

② 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項

（b）運用対象および方法

④ その他

（b）費用について

2)間接的にご負担いただく費用

5 投資リスク

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

【有価証券報告書】

第1【信託財産の状況】

3【信託の仕組み】

（1）【信託の概要】

①【信託の基本的仕組み】

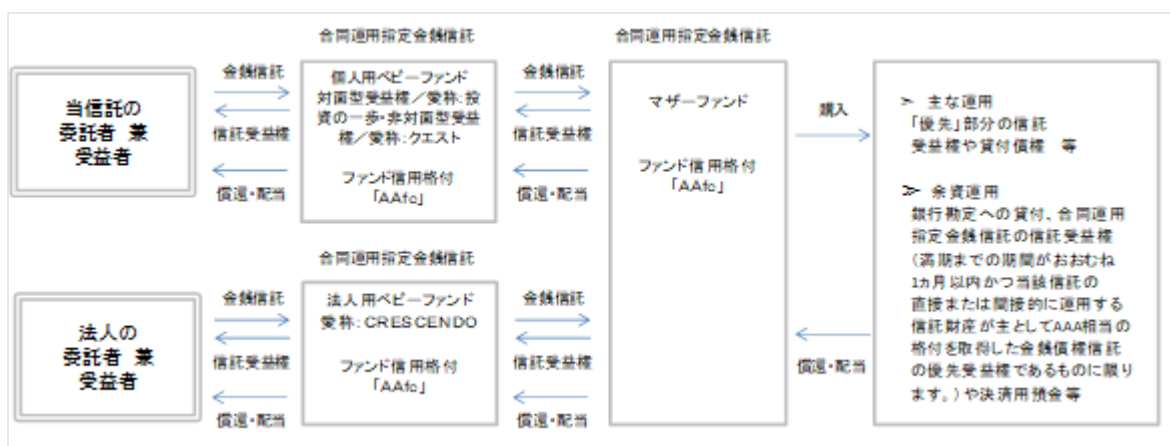
（a）仕組みの概要

（訂正前）

（前略）

4) 当信託は、マザーファンドにおいて、年2回の決算時（毎年3月および9月の19日）に利益剰余金として、その次の決算時までに交付が予定される配当金の合計額以内の金額を信託内に積み立てることに
よって、配当金の分配の確実性を高める仕組みを講じています。

<運用概要図>



(後略)

(訂正後)

(前略)

4) 当信託は、マザーファンドにおいて、年2回の決算時（毎年3月および9月の19日）に利益剰余金として、配当金等の支払に備えるため一定の金額を信託内に積み立てることによって、配当金の分配の確実性を高める仕組みを講じています。

5) マザーファンドに属する金銭がマザーファンドの受益権の元本償還に不足する場合等流動性を補完する必要があると認められるときは、マザーファンドは、三菱UFJ信託銀行株式会社との間の責任財産限定特約付金銭消費貸借契約書（以下「本バックアップライン契約」といい、本バックアップライン契約にもとづく貸付枠を、以下「本バックアップライン」といいます。）にもとづき三菱UFJ信託銀行株式会社からマザーファンドの合同運用財産のみを責任財産とする借入れ（以下「本バックアップライン借入」といいます。）を行い、当信託その他マザーファンドの受益者が保有するマザーファンドの受益権の元本償還に充てることが予定されています。

<運用概要図>



(後略)

②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

(b) 運用対象および方法

(訂正前)

(前略)

<マザーファンドの運用の基本方針について>

マザーファンドは、マザーファンドの委託者から信託された信託金を、マザーファンドの信託約款にもとづく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。マザーファンドの委託者から信託された信託金は、主に自動車ローン債権やクレジットカード債権等を裏付けとした信託受益権および貸付債権等に運用を行います。なお、マザーファンドにおいて合同運用する信託財産（以下「マザーファンドの合同運用財産」といいます。）の一部は、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、決済用預金（無利息普通預金）またはマザーファンドの受託者の銀行勘定に対する貸付もしくはマザーファンドの受託者の銀行勘定に対する貸付と同等以上の安全性を有するとマザーファンドの受託者が認める実績配当型の合同運用指定金銭信託の信託受益権（満期までの期間がおおむね1ヵ月以内かつ当該信託の直接または間接的に運用する信託財産が主としてAAA相当の格付を取得した金銭債権信託の優先受益権であるものに限ります。）で管理または運用することがあります。また、マザーファンドの合同運用財産について流動性を補完する必要があると認めるときは、金融機関からマザーファンドの合同運用財産のみを責任財産とする借入れを行うことができ、また、マザーファンドの合同運用財産に属する資産の価格変動等のヘッジのため、有価証券・金利に係る先物取引等を行うことがあります。

<マザーファンドの運用対象および方法>

1) マザーファンドの受託者は、マザーファンドの合同運用財産を、主として、下記2) に定義される適格格付を取得した以下に掲げる資産（以下「マザーファンドの適格資産」といいます。）およびマザーファンドの適格資産を裏付けとした特別目的会社等向け貸付債権（マザーファンドの受託者が貸付を行う場合を含み、以下「マザーファンドの適格資産裏付貸付債権」といい、マザーファンドの適格資産およびマザーファンドの適格資産裏付貸付債権を合わせて、以下「マザーファンドの運用対象資産」といいます。）で運用します。

(中略)

5) マザーファンドの受託者は、マザーファンドの合同運用財産について流動性を補完する必要があると認めるとき（借入れ（本5）に従ってなされる借入れを含みます。）の返済および元本償還期限が到来するマザーファンドの受益権の元本償還の必要がある場合に限り、金融機関（マザーファンドの受託者の銀行勘定を含みます。）から、マザーファンドの合同運用財産のみを責任財産とする借入れを行うことができます。この借入金は、

マザーファンドの合同運用財産について流動性を補完するために用いられます。なお、マザーファンドの受託者は、マザーファンドの合同運用財産について流動性を補完する必要があると認めるときにおいても、積極的に、流動性補完を行う金融機関を探す義務を負いません。また、マザーファンドの受託者の銀行勘定は、マザーファンドの合同運用財産について、流動性を補完する必要があると認められるときにおいても、貸付を行う義務を負いません。

（後略）

（訂正後）

（前略）

＜マザーファンドの運用の基本方針について＞

マザーファンドは、マザーファンドの委託者から信託された信託金を、マザーファンドの信託約款にもとづく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。マザーファンドの委託者から信託された信託金は、主に自動車ローン債権やクレジットカード債権等を裏付けとした信託受益権および貸付債権等に運用を行います。なお、マザーファンドにおいて合同運用する信託財産（以下「マザーファンドの合同運用財産」といいます。）の一部は、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、決済用預金（無利息普通預金）またはマザーファンドの受託者の銀行勘定に対する貸付もしくはマザーファンドの受託者の銀行勘定に対する貸付と同等以上の安全性を有するとマザーファンドの受託者が認める実績配当型の合同運用指定金銭信託の信託受益権（満期までの期間がおおむね1ヵ月以内かつ当該信託の直接または間接的に運用する信託財産が主としてAAA相当の格付を取得した金銭債権信託の優先受益権であるものに限ります。）で管理または運用することがあります。また、マザーファンドの合同運用財産について流動性を補完する必要があると認めるときは、本バックアップライン契約にもとづき、マザーファンドの合同運用財産のみを責任財産とする借入れを行うことができ、また、マザーファンドの合同運用財産に属する資産の価格変動等のヘッジのため、有価証券・金利に係る先物取引等を行うことがあります。なお、本バックアップライン契約において、本バックアップライン借入を行うために充足すべき前提条件（マザーファンドの支払停止事由が生じていないことや、下記1）に定義されるマザーファンドの運用対象資産について下記2）に定義される適格格付が取得されていることを含みます。）が規定されています。

＜マザーファンドの運用対象および方法＞

1) マザーファンドの受託者は、マザーファンドの合同運用財産を、主として、適格格付を取得した以下に掲げる資産（以下「マザーファンドの適格資産」といいます。）およびマザーファンドの適格資産を裏付けとした特別目的会社等向け貸付債権（マザーファンドの受託者が貸付を行う場合を含み、以下「マザーファンドの適格資産裏付貸付債権」といい、マザーファンドの適格資産およびマザーファンドの適格資産裏付貸付債権を合わせて、以下「マザーファンドの運用対象資産」といいます。）で運用します。

（中略）

5) マザーファンドの受託者は、マザーファンドの合同運用財産について流動性を補完する必要があると認めるとき（本バックアップライン借入の返済および元本償還期限が到来するマザーファンドの受益権の元本償還の必要がある場合またはかかる返済および元本償還に備える必要がある場合に限ります。）は、本バックアップライン契約にもとづき、本バックアップライン借入を行うことができます。この借入金は、マザーファンドの合同運用財産について流動性を補完するために用いられます。

（後略）

④【その他】

（b）費用について

2) 間接的にご負担いただく費用

（訂正前）

a) 信託報酬

信託報酬は、原則として、決算日以降に合同運用財産の中から収受します。かかる信託報酬は、受益者への配当金の交付等を行った後の残額とします。

また、当信託の主たる運用対象であるマザーファンドについても信託報酬がかかり、マザーファンドの信託報酬は、原則として、マザーファンドの決算日（毎年3月および9月の19日）以降にマザーファンドの合同運用財産の中から収受します。かかるマザーファンドの信託報酬は、マザーファンドの信託元本とマザーファンドの借入元本（もしあれば）の合計額に対してマザーファンドの信託報酬率を乗じて計算される金額とします。マザーファンドの信託報酬率は、上限年率3%から下限年率0.01%の範囲内で、マザーファンドの受託者がマザーファンドの信託約款にもとづき決定します。このほかに、原則として、マザーファンドの決算日以降にマザーファンドの各受益者への配当金の交付等を行った後の残余をマザーファンドの信託報酬として収受します。

b) その他の信託財産にかかる費用

信託事務の処理に必要な費用（租税公課を含みます。）を、合同運用財産の中から支払う場合があります。当該費用は、発生時まで確定しないため表示できません。

また、当信託の主たる運用対象であるマザーファンドにおいて、マザーファンドの信託事務の処理に必要な費用（租税公課および借入れの利息を含みます。）を、マザーファンドの合同運用財産の中から支払う場合があります。当該費用は、発生時まで確定しないため表示できません。

（訂正後）

a) 信託報酬

信託報酬は、原則として、決算日以降に合同運用財産の中から収受します。かかる信託報酬は、受益者への配当金の交付等を行った後の残額とします。

また、当信託の主たる運用対象であるマザーファンドについても信託報酬がかかり、マザーファンドの信託報酬は、原則として、マザーファンドの決算日（毎年3月および9月の19日）以降にマザーファンドの合同運用財産の中から収受します。かかるマザーファンドの信託報酬は、マザーファンドの信託元本と本バックアップライン借入の元本（もしあれば）の合計額に対してマザーファンドの信託報酬率を乗じて計算される金額とします。マザーファンドの信託報酬率は、上限年率3%から下限年率0.01%の範囲内で、マザーファンドの受託者がマザーファンドの信託約款にもとづき決定します。このほかに、原則として、マザーファンドの決算日以降にマザーファンドの各受益者への配当金の交付等を行った後の残余をマザーファンドの信託報酬として収受します。

b) その他の信託財産にかかる費用

信託事務の処理に必要な費用（租税公課を含みます。）を、合同運用財産の中から支払う場合があります。当該費用は、発生時まで確定しないため表示できません。

また、当信託の主たる運用対象であるマザーファンドにおいて、本バックアップラインの設定手数料および本バックアップライン借入実行後はその利息を、マザーファンドの合同運用財産の中から支払う場合があります。バックアップライン設定手数料は、未使用借入可能額につき年率0.02%、本バックアップライン借入実行後の利息は、借入元本につき年率1.4%です。その他、マザーファンドの信託事務の処理に必要な費用（租税公課を含みます。）を、マザーファンドの合同運用財産の中から支払う場合があります。当該費用は、発生時まで確定しないため表示できません。

5【投資リスク】

（訂正前）

（前略）

③ 流動性リスク

・当受益権の元本償還の資金は、原則として、マザーファンドの受益権の元本償還金が原資となります。したがって、マザーファンドの合同運用財産の流動性が悪化した場合に、マザーファンドの受益権の元本償還が行われず、その結果、予定されていたとおりに当受益権の元本償還が行われない可能性があります。なお、マザーファンドの受託者は、マザーファンドの受益権の元本償還の必要があり、その流動性を補完する必要があると認める場合に、マザーファンドの信託約款に従い、金融機関から金銭を借り入れることができますが、かかる場合においてもマザーファンドの受託者は、積極的に流動性補完を行う金融機関を探す義務を負わず、また、三菱UFJ信託銀行株式会社の銀行勘定は、貸付を行う義務を負いません。そのため、マザーファンドの合同運用財産の流動性を補完する必要がある場合においてかかる借入れが行われない可能性があります。

・一時期に想定を超える大量の中途解約が発生する場合、支払準備のための資金が不足し、元本償還にかかる支払ができなくなるおそれがあります。

（中略）

④ その他のリスク

（中略）

・マザーファンドおよび当信託においては、それぞれの合同運用財産の収益から、配当金の分配に優先して、租税および費用（マザーファンドについては借入れの利息を含みます。）が支払われることとなります。したがって、マザーファンドが行う借入れの利息に適用される金利によっては、マザーファンドが支払うべき利息の金額が増加し、マザーファンドの受益権の配当金の分配に充てられる金銭が減少する可能性があります。その結果、当受益権についても、当初予定されていたとおりの配当金が受け取れないおそれがあります。

（後略）

（訂正後）

（前略）

③ 流動性リスク

・当受益権の元本償還の資金は、原則として、マザーファンドの受益権の元本償還金が原資となります。当受益権の元本償還の資金が不足する場合等流動性を補完する必要があると認められるときは、マザーファンドは、本バックアップライン契約にもとづき、当該不足相当額を借り入れ、当該借入金でマザーファンドの受益権の元本償還を通じて当受益権の元本償還に充てられることが予定されています。ただし、一時期に想定を超える大量の中途解約が発生するなどにより、本バックアップライン契約にもとづく借入上限額を超えて支払準備のための資金が不足した場合や、マザーファンドの支払停止事由の発生やマザーファンドの運用対象資産の格付が適格格付未満に格下げされる等により、本バックアップライン契約にもとづく借入れを行うことができない場合には、当受益権の元本償還にかかる支払いができなくなるおそれがあります。

（中略）

④ その他のリスク

（中略）

・マザーファンドおよび当信託においては、それぞれの合同運用財産の収益から、配当金の分配に優先して、租税および費用（マザーファンドについてはバックアップライン設定手数料および本バックアップライン契約にもとづく借入れ実行後はその利息を含みます。）が支払われることとなります。したがって、租税および費用が増加し、マザーファンドの受益権の配当金の分配に充てられる金銭が減少する可能性があります。その結果、当受益権についても、当初予定されていたとおりの配当金が受け取れない、または元本に損失が生じるおそれがあります。また、マザーファンドに弁済期を迎えたバックアップライン契約にもとづく借入れがある場合には、マザーファンドの受益権の元本償還に優先して、かかるバックアップライン契約にもとづく借入れの返済が行われます。

（後略）

